

障害者福祉の 手引

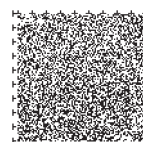
令和6年



相談窓口	1
手帳	2
手当・年金	3
医療費助成	4
医療機関等	5
ヘルパー利用 ・施設通所等	6
日常生活支援	7
公共料金等軽減	8
緊急・安全	9
交通機関等割引	10
税の軽減	11
視覚・聴覚障害者への 情報支援	12
社会参加等	13
講座等	14
住宅	15
職業	16
保育・教育	17
施設等	18
ボランティア等	19

新宿区

このマークはUni-Voice（音声コード）です。専用の読み上げ装置、またはスマートフォンのアプリで、記載内容を音声で聞くことができます。



新宿区障害者福祉の手引について

この手引は、新宿区にお住まいの心身等に障害のある方や、障害のある方へサービスを提供している関係機関の方などに対し、障害のある方がより良い日常生活を送っていただくために役立つ情報をまとめたものです。

掲載している内容は、令和6年4月1日現在の情報に基づいています。今後事業の新規開始や廃止、内容の変更等が生じることがあります。また、各事業については概要の紹介になりますので、事業内容・受給資格・手続方法等の詳細については、各事業の担当窓口にお問合せください。

なおこの手引には、各ページの右下または左下あたりにある、切り欠き近くに、音声コード、ユニボイスが印刷されています。このコードを、専用の読み上げ装置、またはスマートフォンのアプリで読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

また、新宿区役所ホームページからもご覧いただくことができます。ホームページではテキスト版もご覧いただけます。

視覚障害者の方向けに、この障害者福祉の手引の音声D A I S Y（C D版）を作成しております。

発行時期等はお問い合わせください。ご希望の方には配布します。

◆問合せ先 障害者福祉課相談係

T E L （ 5 2 7 3 ） 4 5 1 8 F A X （ 3 2 0 9 ） 3 4 4 1

また、障害福祉サービスの内容や使い方をわかりやすくまとめた『サービス利用ガイド』と、区内の障害者福祉施設の所在地とサービス内容をまとめた『社会資源マップ』も発行しております。そちらの冊子も併せてご活用ください。

◆必要な情報の探し方

その1 目次から探す（1～3ページ）

（1）各章のタイトルから探す

各章には掲載内容を表すタイトルと章番号（例；1 ご相談の窓口）がついています。

まず、目次で探したい情報にあった、章のタイトルを見つけてください。

（2）各項目の項目名から探す

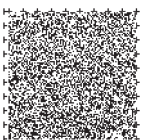
各項目には、全て項目名と項目番号、（例；1－1 障害者福祉課）がついています。

その2 障害の程度別該当事業一覧から探す（4，5ページ）

主に、障害種別や等級により受給資格が異なる制度を掲載しました（一部を抜粋）。ご自分の障害の種類（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等）と等級や内容（第1種・第2種、視覚・聴覚等障害の種類等）をご確認の上、一覧表をご活用ください。なお、各事業には本文の掲載ページを表示してありますので、併せてご覧下さい（一覧表だけで説明しきれない支給条件等があります）。

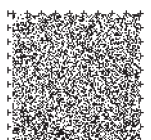
その3 索引から探す（150～152ページ）

巻末にある索引から探したい情報と掲載ページを調べることができますので、ご活用ください。



障害者に関するマーク

マーク	名称・概要等	問合せ先
	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL (5273) 0601 FAX (5273) 1523
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付けられた方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	聴覚障害者マーク 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に、運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL (3225) 5600 FAX (3354) 0046
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。このマークが付いた歩行者用信号ボタンがある信号機は、視覚障害者が安全に渡れるように信号時間が長めに調整されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL (5291) 7885 FAX (5291) 7886
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るシンボルマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務づけられています。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 TEL (5320) 4147 FAX (5388) 1413
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 TEL (5670) 7681 FAX (5670) 7682
	「ハート・プラス」マーク 内臓に障害がある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓障害は、外見からはわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	NPO法人 ハート・プラスの会 TEL 080-4824-9928
	「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」普及啓発のシンボルマークです。	岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです（JIS規格）。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 TEL (5320) 4147 FAX (5388) 1408





※表紙・裏表紙は、新宿福祉作業所の利用者の方の作品です。

障害者福祉の手引

令和6年6月発行

編集・発行

新宿区福祉部 障害者福祉課

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話 03-5273-4518

FAX 03-3209-3441

新宿区ホームページ

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

印刷物作成番号

2024-5-2910

この印刷物は、業者委託により3,700部印刷製本しています。その経費として、1部あたり260.15円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

